

加東市民の読書活動の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民の読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 読書活動は、言葉に親しみ、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての市民が自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、計画的に市民の読書活動の推進に関する施策を講じなければならない。

2 市は、市立図書館の蔵書の充実及び環境の整備に努めなければならない。

3 市は、読書活動の推進に関わる市民との連携及び協働に努めなければならない。

4 市は、前3項の施策の推進に当たっては、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）の規定に基づくとともに、電子図書館の活用等情報通信技術の発展に対応するよう努めなければならない。

（学校の取り組み）

第4条 学校は、それぞれの学校の特性及び子どもたちの発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、子どもたちが普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣の形成に努める。

（市民の取り組み）

第5条 市民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、相互の交流に努めるものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎委員会での論点

- ① 第1条について、原案は子どもの読書活動の推進に関する法律をベースにしたものだが、「この条例は市民の読書活動の推進に関し、基本理念及び必要な事項を定めることにより、市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな加東市のまちづくりを実現することを目的とする」といったように改めたほうがよいか。
 - ② 第3条について、電子図書館については、国の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」報告書で論議されている重点施策であるが、施策レベルとしては細かいため「電子図書館の活用等」の条例上の文言は削除し、「情報通信技術の発展」の具体例として認識することによいか。
 - ③ 第4条について、「学校」として規定した場合兵庫教育大学及び附属小中学校等も含んでしまう。
「学校」の取組とするか、市立学校の取組として市の責務の中で位置づけるか、削除するか。
 - ④ この条例に基づき個別具体の施策を実施する訳ではないため、第6条の委任規定は不要か。
- ・むしろ議会の責務として、
「議会は、本条例に基づく読書活動の推進に関する取組を定期的に評価するとともに、必要に応じ本条例の規定を見直すものとする」というような文言を入れるべきか。